



## 2 事業者の技術力・施工力・経営力に対する適正評価

### (1) 総合評価落札方式による発注を拡充します。 **4月から**

具体的な運用の変更内容は、別途お知らせします。

### (2) 優良工事表彰事業者及び実際に活動・待機した災害協力事業者がインセンティブ発注の入札に参加できる期間を2年間に延長します。

- ①優良工事業者を対象としたインセンティブ発注において、優良工事表彰事業者が参加できる期間を2年度に延長します（20年4月から20年度表彰までの間は、18年度及び19年度の優良工事表彰事業者を対象とします。）。 **4月から**
- ②災害協力業者名簿の登載基準のうち、実際に活動・待機を行った事業者の実績対象期間を過去2年度に延長します（20年度災害協力業者名簿から実施します。）。

### (3) 入札ボンド制度を試行します。

20年度下期に発注する比較的規模の大きな一部の工事において、試行します。

## 3 その他

### (1) 21・22年度の有資格者名簿登録における格付時の主観点を見直します。

- ①格付点数の主観点において、**工事成績の比重を拡大**するとともに、成績不良や指名停止等に対する**マイナス評価（減点）**を導入します。
- ②新たに**ISO取得状況（ISO9001及び14001）**を反映します。  
※具体的な主観点の算出方法などの詳細な内容については、決定次第、別途お知らせします。

### (2) 同種工事の施工実績及び技術者の経験の対象期間を12年間に延長します。 **4月から**

一般競争入札の入札参加条件としての同種工事の施工実績及び技術者の施工経験を過去11年間から12年間に延長します（19年度から1年ずつ延長。最大15年間まで）。**20年度は「平成8年4月1日以降に完成した工事」が対象**となります。

#### **適用時期**

- ・ **4月から**とあるものは、平成20年4月1日以降に入札公告又は指名を行う案件から適用します。
- ・ その他の詳細は、個別工事の発注時の入札公告をご覧ください。

#### **お知らせ**

平成20年4月1日以降に入札公告又は指名を行う水道局及び交通局の案件も、原則、行政運営調整局と同一制度（今回の見直しも含む。）で運用します。これに合わせて、水道局及び交通局の案件の入札・契約手続きの窓口も、現在の行政運営調整局の窓口（関内中央ビル2階）に一元化します（詳細は「[契約事務の窓口の一元化について（お知らせ）](#)」をご覧ください。）。